

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

| | | |
|--------------------------|---|---------|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 | |
| | ○知事 | ●市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 富山県 | |
| 3. 市区町村名 | 高岡市 | |
| 4. 届出番号 | 3 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9-1 | |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.city.takaoka.toyama.jp/joho/dokujiryo.html | |

□中

執行機関名 高岡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高岡市こども医療費助成条例(平成17年高岡市条例第122号)によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 7 | |
| ③番号法別表第2の項 | 9 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高岡市条例第41号) 別表第1 第3の項 高岡市こども医療費助成条例(平成17年高岡市条例第122号)によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第1条 | 高岡市こども医療費助成条例(平成17年高岡市条例第122号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 | 第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病的早期発見と適正な医療の確保を図り、もってこどもの健康の保持と福祉の増進に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 高岡市こども医療費助成条例 高岡市こども医療費助成条例施行規則 高岡市こども医療費助成事業における富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱に基づく補助金申請に係る事務取扱要綱 富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱 |